

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業協同組合法			法令番号	昭和22年法律第132号		
手続名	組合等の解散命令			根拠条項	第95条の2		
処分基準	<p>農業協同組合法</p> <p>第95条の2 次の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。</p> <p>1 組合又は農事組合法人が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。</p> <p>2 組合又は農事組合法人が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。</p> <p>3 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	目次 No.